

倉敷市公告第464号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、変更の届出事項の概要等を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了までに市長に意見書を提出することができる。

令和7年7月9日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ニシナフードバスケット倉敷中畝店

所在地 倉敷市中畝9丁目269番1ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社平成興業

住所 倉敷市水島高砂町5番1号

代表者の氏名 代表取締役 仁 科 正 己

(3) 変更事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

No.	位置	収容容量
1	店舗南西（「添付図3-1」参照）	17.5㎡
合計		17.5㎡

(変更後)

No.	位置	収容容量
-----	----	------

1	店舗南西（「添付図3-2」参照）	17.5㎡
2	店舗北（「添付図3-2」参照）	20.0㎡
合計		37.5㎡

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社仁科百貨店	午前8時	午後12時	

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社仁科百貨店	午前零時	午後12時	24時間営業

(イ) 来客が駐車場を利用できる時間帯

(変更前)

駐車場No.	駐車可能時間帯
1	午前7時30分から午前0時30分まで

(変更後)

駐車場No.	駐車可能時間帯
1	午前零時から午後12時まで

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
1	午前5時から午前10時まで

(変更後)

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
1	午前5時から午後10時まで
2	午後10時から午前7時まで

(4) 変更年月日

令和8年2月26日

(5) 変更する理由

利便性向上及び店舗運営の見直しのため。

2 届出年月日

令和7年6月25日

3 縦覧期間

令和7年7月9日から令和7年11月10日まで

4 縦覧の場所

倉敷市役所商工労働部商工課